

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作況調査・花き調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、花きの作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農村基本計画を踏まえて策定された花き産業振興方針に基づく花きの生産対策、需給対策、流通対策等に関する資料を作成することを目的としている。

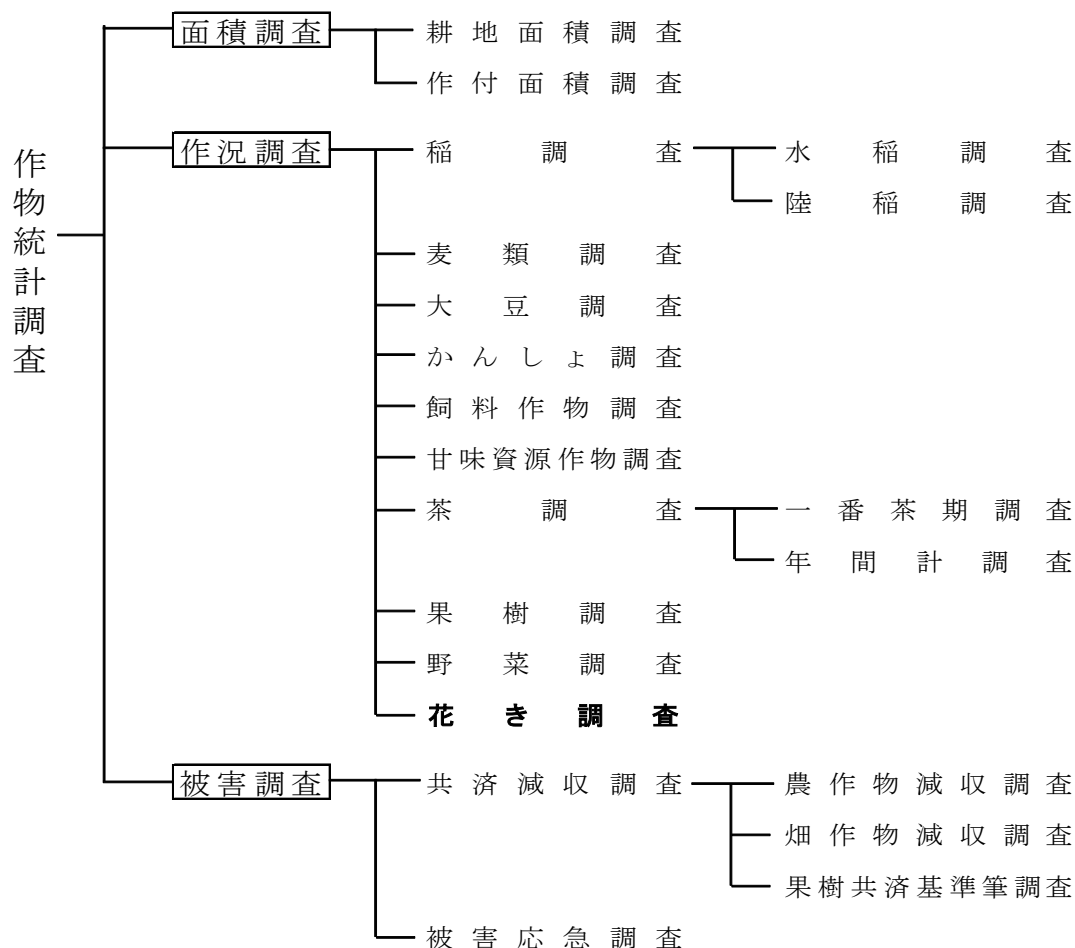
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

全ての都道府県を調査対象とする全国調査（直近では平成22年産）を3年ごとに実施しており、その中間年にあっては、調査対象品目ごとに全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査対象としている（平成24年産における品目別の調査対象都道府県（主産県）については、「別表 品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

(6) 調査対象の選定

調査の対象は、調査対象都道府県において花きの集出荷を行っている集出荷団体及び集出荷業者（以下「集出荷団体等」という。）並びに個人出荷農家、協業経営体及び会社（以下「個人出荷農家等」という。）としており、その選定については、次のとおりとした。

ア 集出荷団体等

平成18年度青果物・花き集出荷機構調査における花きの年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体等を調査した。

イ 個人出荷農家等

2010年世界農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から花き・花木の販売金額が2,000万円以上の個人出荷農家等（集出荷団体等への売上が最も多いもの等一定のものを除く。）を調査した。

(7) 調査対象数

	集出荷団体等			個人出荷農家等		
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	経営体数 ④	有効回収数 ⑤	有効回収率 ⑥=⑤/④
花き	団体 561	団体 519	% 93	経営体 2,055	経営体 1,496	% 73

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった経営体等を除いた数である。

(8) 調査期日

当該年産の収穫・出荷の終了した平成25年2月末日に実施した。

(9) 調査品目（4類計・19品目）

花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目並びに切り花類計、球根類計、鉢もの類計及び花壇用苗もの類計とした。

類 別	品 目
切 り 花 類	切り花類計（以下の輪ぎくから切り枝以外の切り花類を含む。）、輪ぎく、スプレイぎく、小ぎく、カーネーション、ばら、宿根かすみそう、洋ラン類、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、アルストロメリア、切り葉、切り枝
球 根 類	球根類計
鉢 も の 類	鉢もの類計（以下のシクラメンから花木類以外の鉢もの類を含む。）、シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類
花壇用苗もの類	花壇用苗もの類計（パンジー以外の花壇用苗もの類を含む。）、パンジー

(10) 調査事項

作付（収穫）面積及び出荷量を調査した。

(11) 調査方法

集出荷団体等及び個人出荷農家等に対する往復郵送調査により行った。

なお、作付（収穫）面積の増減動向、被害の発生状況等の確認については、必要に応じて都道府県等の行政機関、花き試験場、花き市場、花き関係協会等の関係機関から情報収集を行った。

(12) 推計方法

全国値は、本年産の主産県を対象に実施した調査結果と前回の全国調査年（平成22年産）における全国に占める主産県の割合を基に次の式により推計している。

$$\text{平成24年産の全国値} = \frac{\text{平成22年産の全国値} \times \text{平成24年産の主産県値}}{\text{平成22年産の主産県値}}$$

また、各都道府県計値は、本年産の調査対象者の結果と前年産（平成23年産）における都道府県計値に占める調査対象者の割合を基に次の式により推計した値を、必要に応じて関係機関からの情報収集等により補完した。

$$\text{平成24年産の都道府県計値} = \frac{\text{平成23年産の都道府県値} \times \text{平成23年産及び24年産のいずれにおいても調査対象となった者の24年産の合計値}}{\text{平成23年産及び24年産のいずれにおいても調査対象となった者の23年産の合計値}}$$

- (13) 目標精度
本調査においては、目標精度を設定していない。

2 用語の説明

- (1) 年産区分
年産区分は、暦年（1～12月）とした。
- (2) 作付面積
販売を意図して、花き栽培のために利用することを目的に作付けした面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの、公園などで観賞用に植え付けられていたもの等の面積は除く。
- (3) 収穫面積
球根類及び鉢もの類の作付面積（鉢もの類にあつては、鉢が占有しているベッドや棚等の延べ面積をいう。）のうち、収穫し、及び出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積を除く。
- (4) 出荷量
収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいい、育成中の球根及び苗類は含まない。
- (5) 集出荷団体
生産者から花きの販売の委託を受けて花きを出荷する総合農協、専門農協又は有志で組織する任意組合をいう。
- ア 総合農協
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合のうち、一般に信用事業とその他の事業（共済、購買、販売、営農等）を兼営するものをいう。
- イ 専門農協
農業協同組合法による農業協同組合のうち、一般にその行う事業が特定作目を対象とし、又は1事業に限定されているものをいう。
- ウ 農事組合法人
農業協同組合法による農事組合法人のうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行い、かつ、農業の経営を行わないもの（いわゆる1号法人）をいう。
- エ 任意組合
個別生産者によって組織される花きの出荷を行うア、イ及びウ、(6)並びに(7)に掲げる団体以外の団体をいう。

なお、名目的な集出荷団体もここに含めている。

(6) 集出荷業者

産地で生産者などから花きを集めて出荷する産地仲買人、産地問屋等をいい、産地集荷市場に上場されたものを買い取って再び他市場に出荷することを主とする業者も含めている。

(7) 個人出荷農家等

個人出荷農家、協業経営体及び会社をいう。

ア 個人出荷農家

直接卸売市場等へ花きを出荷する農家をいう。

なお、ここでいう農家には、家族経営が法人形態（会社等）となっている1戸1法人の農家を含めている。

イ 協業経営体

法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関係し、栽培、販売、収支、決算及び利益の配分までを一貫して共同で行っているものをいい、農地法（昭和27年法律第229号）等の手続を経て農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農事組合法人（農業の経営のみを行うもの（いわゆる2号法人）又は農業の経営とこれに附帯する施設の設置若しくは農作業の共同化を併せて行っているものに限る。）及び会社を含める。

ウ 会社

イに該当しない会社（農地法の適用を受けていない土地（既存の工業用地等）で農業の経営を行っているもの）をいう。

3 利用上の注意

- (1) 統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万以上)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

- (2) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類の「花き」で御覧になれます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

代表：03-3502-8111 内線 3680

直通：03-6744-2044

FAX：03-5511-8771